

## 憲法蹂躪の「年金改悪法案」の採決強行に抗議する（声明）

1. 6月5日、小泉内閣与党自民党・公明党は参議院本会議において「国民年金等の一部を改正する法律案」（年金改悪法案）の採決を強行した。政府・与党のこの暴挙に満身の怒りをこめて抗議する。

2. 年金改悪法案とその採決強行は、内容と手続きの両面について憲法を二重、三重に蹂躪するものであり、断じて許すことができない。

第1に、同法案は国民負担（掛け金）を年々増やす一方で、給付額は人間らしい生活ができなくなるまで削減するなど、憲法第25条に規定された国民の生存権を著しく脅かすものである。世論調査でも同法案の内容には6割をこえる国民が反対していたのにもかかわらず、政府・与党は国民世論を無視し、審議をまともに行わず政府案の採決を強行した。

第2に、同法案の審議経過そのものが国民主権と議会制民主主義を蹂躪するものである。政府は衆議院通過まで「掛け金は増やすが、明確な歯止めを設ける」「給付は5割を保障する」などと「ウソとごまかし」で国民を欺き続けてきた。参議院審議のなかで、この2枚看板がウソ・偽りであることが暴かれるや、国民の間に真実が広がることを恐れ、政府・与党は中央公聴会も開かず採決強行におよんだ。

第3に、小泉首相はじめ多数の閣僚・議員の国民年金掛金未納・未加入問題を明らかにしないまま強行したことである。閣僚・議員の掛金未納に対して国民からきびしい批判の声があがったにもかかわらず、自民党は最後まで実態を明らかにせず、小泉首相にいたっては「たいした問題でない」などと居直りの姿勢を示した。提案者である閣僚や年金問題を審議する国会議員が、その実態を国民の前に示すことは審議の当然の前提であり、事実を明らかにしないまま採決を強行したことは決して許されない。

3. 日高教は、広範な国民とともに、無年金者や生活できない年金制度を改善するたたかいに直ちに着手する決意である。同時に、来るべき参議院選挙において、年金制度の改悪を強行した自民党、公明党にきびしい審判を下すことをすべての教職員、父母、国民に呼びかけるものである。

2004年6月5日

日本高等学校教職員組合 中央執行委員会